

(地Ⅲ36)

平成 21年5月11日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健 夫

「食中毒を疑ったときには」リーフレットの送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬食品局食品安全部において、食中毒症状を疑ったときに保健所への届出の流れなどについて示した、医師、医療機関向けのリーフレットが作成されました。食中毒の届出は、確定診断だけではなく、「疑い」の場合も医師はただちに保健所へ届け出る必要があることから、今般、本会と全国保健所長会の連名により関係機関へ周知する運びとなりました。

つきましては、貴会宛に100部お送りいたしますので、ご査収のうえご活用のほどよろしくお願ひ申し上げます。

追って、本リーフレットは、日医雑誌6月号に同封し、日医全会員に配布する予定としておりますので、貴会におかれましてもご承知のほどよろしくお願ひ申し上げます。

STEP 1 医師から保健所に電話



報告すること

- 医師の氏名、医療機関名(住所)
- 患者の氏名、住所、年齢
- 食中毒の原因(疑いも含む)
- 発病年月日、時刻
- 診断年月日、時刻

STEP 2 保健所の職員が調査

- 患者から聞き取り調査
- 他の患者等の調査
(報告のあった医師に確認する場合があります。)



STEP 3 原因特定

- 原因施設の特定
- 原因食品の特定
- 病因物質の特定



STEP 4 対策

- 営業禁止や停止
- 原因食品の回収
- 施設の衛生指導など



STEP 7

食品衛生法

第58条

食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者(以下「食中毒患者等」という。)を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに「最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。(関係条文 第73条)

※2 「直ちに」とは、食中毒の発生、「24時間以内」となっています。

◎STEP1に関して以下の様式を提出していただくことがあります。

食中毒患者等届出表

(はがき大)

1 病名	5 患者等氏名				
2 発病年月日時 午前 時 午後 時	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	(歳)
3 診断(検案) 午前 時 午後 時	7 患者等所在地				
4 診断方法 (原因) イ 菌検査(菌型) ロ 血清検査 ハ 臨床決定 ニ その他	8 備考				
	医師住所 (施設名・所在地)				医師 氏名印